

湖西市条例第 16 号

湖西市水道事業経営審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、湖西市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 水道事業の運営に関すること。
- (2) 水道料金に関すること。
- (3) 水道利用者に対するサービスに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が水道事業に関し、諮問が必要と認めること。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、水道事業経営に関する事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。